

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における食品衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施区分

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

保健所等は、食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県、会場地市町村、関係機関・団体の協力を得て、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者、一般観覧者（以下「参加者等」という。）が利用する宿舎及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識のより一層の啓発を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

保健所等は、参加者等が利用する宿舎及び食品取扱施設に対する監視・指導・検査を強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図るとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

(3) 自主的な衛生管理活動の推進

参加者等が利用する食品取扱施設は、食品衛生指導員による巡回指導等を通じ、より一層の自主的な衛生管理に努める。

(4) 食品に関する問題の発生時の措置

保健所等は、参加者等に食品に関する問題が発生した場合には、食品衛生法に基づく必要な措置を講じ、県、会場地市町村、関係機関は連携して事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

県及び会場地市町村は、参加者等に食品に関する問題が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。